

パーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）の設置について

令和 2 年 2 月 5 日
個人情報保護委員会事務局

「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」(抄)

5. 個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実

- ▶ 利活用を含めた個人情報の取扱いに関し、委員会により相談しやすい環境を求める個人情報取扱事業者等の意見は、ヒアリング等でも寄せられたところである。
- ▶ これまでも、委員会においては、必要に応じ、業界団体や各事業者等からの相談に個別に応じてきたところであるが、このような声に適切に応えるべく、相談支援体制の充実・強化を図る。具体的には、新たに「パーソナルデータ効果的活用支援窓口」(仮称)を設置し、特に、新たなビジネスモデルや業界団体や複数事業者の共通の問題意識として挙げられた論点について積極的に相談に応じ、相談者によるパーソナルデータの適正かつ効果的な活用を支援する。
- ▶ また、相談支援対応等を通じて得られた利活用事例に関する知見を、企業ノウハウ等に配慮し一般化した形で、委員会Webページ等を通じて一般に周知するとともに、広く有益と考えられる情報については、ガイドラインやQ & Aにより周知していくことで、事業者等がパーソナルデータの利活用を検討しやすい環境整備を進めることとする。

※ 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」より引用、下線及び赤字は事務局が付記

「パーソナルデータ効果的活用支援窓口(仮称)」業務内容及び今後のスケジュール

(1) 業務内容

- 個人情報保護制度担当室に「パーソナルデータ効果的活用支援窓口(仮称)」として専用ダイヤルを設置し、電話にて相談内容を聴取した上で、対面で相談を行う。
- 支援窓口では、個社において検討中の新たなビジネスモデルや業界団体や複数事業者の共通の問題意識として挙げられた論点について積極的に相談に応じる。

(2) 周知・広報について

- 個人情報保護委員会HPにおいて公表する。
- 各種説明会・研修会において紹介を行う。
- 認定個人情報保護団体へ対象事業者等への周知を依頼する。 等

(3) 今後のスケジュール

- 4月1日(水)から窓口業務を開始する。
- 業務開始までは、窓口開設に関する周知・広報を行う。